

意見陳述要旨

平成29年9月6日

東京地方裁判所民事第40部2B係 御中

原告一般財団法人ヤマハ音楽振興会
代表理事 三 木 渡

1. 日本における民間音楽教育の果してきた役割と音楽文化の現状

教育とは自ら学習出来る能力を身に付ける為に他者より授けられるものと位置付ける事ができます。

音楽活動に必要なリズム、ハーモニー、メロディを理解し幅広いレパートリーを持つ事でその後の音楽活動がスムーズに進みます。我々音楽教室事業者・指導者は、これらの音楽基礎教育を民間として進めてきました。

一方、学校では音楽授業は縮小され、高度なレベルで音楽を楽しむ現代において、音楽教育が十分な内容になりえていないとは思えません。

我々音楽教室事業者・指導者が戦後に行ってきた活動は、日本をして世界に誇る音楽文化大国に育てたと言ってしまう過言ではありません。こんなにも沢山のオーケストラが存在する都市が東京以外にあるのでしょうか。

同様にコンサートホールやライブハウスの数も世界に誇れるものです。CD・配信を含めた音楽ソフトの売上も米国に次いで大きいのです。

これらの日本の音楽文化育成に、我々の音楽教育が大きく寄与している事は間違いないことであります。

もう一言加えるならば、こんなに重要な役割を担ってきたのに、一銭の補助金や優遇措置を主張したこともありません。

2. 音楽教室における演奏についての著作物使用料徴収の及ぼす影響について

音楽教室の授業における演奏について、著作物使用料の徴収を受けることは、日本の音楽文化の発展を担ってきた音楽教室に大きなダメージを与えるものであり、音楽を学ぶ機会の減少につながる重大な問題です。

音楽教室が衰退すれば、学校の授業で音楽を教える教師も育たないのです。

また、音楽を広める演奏家も育たず、結果的に、優秀楽曲の伝承を損ない、音楽文化の健全な発展に影響を及ぼす事が懸念されます。

これは、利用者だけの問題ではなく、権利者に還元される音楽著作物の使用料収入にも影響を及ぼすことになるのです。

3. 法律的観点から

1970年の現行著作権法制定時、立法者が音楽教室からの徴収を意図してなかった事は明白であります。

著作権法が制定された1970年既に原告一般財団法人ヤマハ音楽振興会の音楽教室では30万人、原告株式会社河合楽器製作所の営む音楽教室も16万人の生徒が在籍していたなど、すでに多くの事業者が音楽教室を行っており、社会的にも無視できない存在でありました。

もし、著作権法制定時に音楽教室からも著作物の使用料を徴収すべきだと考えていたのであれば、著作権法第22条があのような文言である筈がなく、確実に徴収を可能にする文言が採用されていた筈です。立法の経緯をみても、音楽教室の授業での演奏について、演奏権を及ぼす意図が無かったことは明白であります。

4. 結び

原告らが行った演奏権使用料反対の署名活動において、2.5ヶ月という短期間で、56万人を越える署名が集まったように、多くの指導者、学習者、音楽専門家が、今回の裁判での、法のあり方および「音楽文化振興」に立った良識判断を期待しています。

また、この問題を契機にJASRACが単なる著作権徴収機能から、信託された楽曲をより多くの音楽ファンにより活用してもらえる音楽マーケット拡大に向けた施策を併せて行える組織、機能に生まれ変わり、より多くの資金が権利者に還流する事を望みたいと思います。

以 上